

総社市告示第34号

総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人そうじゃ地食べ公社（以下「公社」という。）に対し、予算の範囲内において、総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、耕作放棄地の拡大防止による農地保全及び地産地消の推進による市民への安全・安心な食材の提供その他の公益事業を行う公社の継続的かつ安定的な運営を確保することを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付事業（以下「補助事業」という。）は、公社が行う事業のうち、次に掲げるもの及び公社の法人会計（以下「公社事業」という。）に対して行うものとする。

- (1) 研究開発事業
- (2) 研修等事業
- (3) 農地利用集積化事業
- (4) 地産地消事業

(補助対象経費)

第3条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公社事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から公社事業に係る収益金を差し引いた額とする。この場合において、市長は、当該額の範囲内で、当該補助金の額を減額することができる。

2 補助金の交付は、概算払により、これを行う。

(交付申請)

第5条 公社は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に係る次に掲げる書類を添えて、総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金交付決定通知書により、公社に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金不交付決定通知書により、公社に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 4 公社は、第1項の規定による補助金の交付決定を受けたときは、総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金請求書を市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払わなければならない。

(変更申請)

第7条 公社は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金変更承認申請書に変更の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請内容の変更を承認するとともに、総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金変更承認通知書により、公社に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による補助金の変更承認申請の内容が適当でないと認めるときは、公社に対し、その理由を付して通知するものとする。

4 公社は、第2項の規定により変更の承認を受けた補助金の額が変更前の補助金の額を超えるときは、その超える部分の補助金を市長に請求するものとする。この場合における請求及び支払については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 公社は、補助事業が完了したときは、速やかに総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金交付事業実績報告書に、補助事業に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、総社市そうじゃ地食べ公社運営補助金確定通知書により、公社に通知するものとする。

2 公社は、前項の規定により確定した補助金の額を超える補助金の交付を受けているときは、その超える部分の額を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定内容、これに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る全部又は一部について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて速やかにその返還を命ずるものとする。

(努力義務)

第11条 公社は、第2条各号に掲げる事業の業務プロセスの見直しや効率化を図り、経営改善計画の数値目標を達成できるよう努めなければならない。

(帳簿の整備及び保管)

第12条 公社は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、公社に対し、補助事業の遂行状況又は補助金の使用状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

期首たな卸高、仕入高、内部仕入れ、期末たな卸高、給料手当、賞与、福利厚生費、役員報酬、臨時雇賃金、通信運搬費、減価償却費、消耗品費、修繕費、燃料費、光熱水料費、賃借料、保険料、広告宣伝費、旅費交通費、委託費、委託料、使用料、資材費、支払負担金、雑費
--